

横井埋立処分場埋立処分業務委託特記仕様書

(目的)

第1条 本特記仕様書は横井埋立処分場埋立処分業務委託契約書（以下「契約書」という。）及び横井埋立処分場埋立処分業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるもののほか、鹿児島市（以下「発注者」という。）が発注する横井埋立処分場埋立処分業務委託（以下「業務」という。）の履行について特に必要な事項を定めるものである。

(業務の履行)

第2条 本業務の履行については、本特記仕様書及び仕様書、契約書、その他関係書類等を熟知し、公共的使命、社会的重要性を十分認識し、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

2 本業務の履行にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、その他関係法令、規則、基準及び通達等、鹿児島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、その他関係条例、規則、要領要綱等を遵守しなければならない。

(従事者)

第3条 本業務を実施するに当たっては、従事者には心身ともに健全かつ技術的に不足の無い者を充てるものとし、本市が不適当と認める者がいるときは、速やかに従事者を交代させるものとする。なお、受注者の事情により従事者を交代させる場合には、本市に事前に届け出て承認を得なければならない。

(責任者)

第4条 受注者は仕様書に定める責任者を選任すること。なお、責任者が病欠等、急な休みの場合は、受注者はその代理者を発注者の承諾を得て同様の業務を行わせること。

2 責任者は、現場に常駐し、他の従事者の規範となる立場を自覚し、毎日の作業時間前にその日の作業、安全管理等に関して指示を行うものとする。

3 責任者は、本特記仕様書第18条に定める提出書類の取りまとめを行うこと。

4 責任者は、常に現場を把握し、毎週末の埋立状況を撮影記録すること。また、現場において特異事象が生じた場合も同様とする。

(ミーティング)

第5条 受注者は、発注者との始業前ミーティングに参加するものとする。主な内容は、準備運動、作業内容・埋立内容の確認、作業指導員及び横井埋立処分場監視指導員との協議及び連絡事項等である。

(業務に際しての姿勢)

第6条 受注者は、処分場の構造、管理状況及び諸性能を熟知し、平常時はもとより、異常時、緊急時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。

2 受注者は、業務に際して、適正な廃棄物の処理を行うことはもとより、公害及び環境関係法令を遵守し、周辺環境の保全に配慮すること。

3 ごみ搬入者、特に一般持ち込み者の対応は、丁寧かつ親切に行い、処分場の運営を円滑に推進できるよう努めること。

4 廃棄物等を含む、業務に必要なでないものを処分場内に持ち込まないこと及び持ち出さないこと。

(入場)

第7条 従事者が入場の際は、車両前面に委託名、車両ナンバー、受注者名が分かるようにステッカー等で表示すること。また、計量所横を通過する際は前面のステッカーが見えるように徐行し、軽く会釈をして入場すること。

- 2 受注者は、登録された従事者以外の社員等をみだりに入場させてはならない。従事者以外で業務に関係するものを入場させる時は、必ず発注者の承認を得てから前項と同様にステッカー等を表示し入場させること。

(安全管理)

第8条 受注者は、業務の実施にあたり労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働安全衛生教育の重要性を認識し、業務の従事者に対して、適切な教育を実施すること。

- 2 受注者は、作業に必要な作業服又は作業帽、保護帽、マスク、手袋等の保護具を整備し、作業においては、着用を徹底させること。また、保護具等は定期的に点検し、常に安全な状態で保てるようにしておくこと。

3 重機作業

- (1) 重機作業時にその稼動範囲内での作業を行わないよう注意徹底させること。
- (2) 横井埋立処分場監視指導員との連携を常に確認し作業をすること。
- (3) 搬入者車両がある場合は作業を中断するなど、考慮した業務を行うこと。
- (4) ごみの埋立部の仮覆土部分等は不安定な場所もあるので、十分考慮すること。

4 散水作業及び覆土材運搬等

- (1) 道路交通法等を遵守し、一般車両に十分配慮すること。
- (2) 場内は清掃車や工場関係車両及び一般車両も多いため、場内の規制も厳守すること。

(埋立に関する業務)

第9条 埋立方式はセル方式とすること。

- 2 埋立作業は、使用車両を安全かつ効率よく活用し入念な作業を行い、処分場の延命化を図ること。
- 3 埋立位置については、進捗に合わせて発注者と協議し計画的に行うこと。
- 4 浸出水量の増加を防ぐように留意した埋立作業を行うため、表流水排水塔への排水設置等、考慮しながら業務を行うこと。

(覆土に関する業務)

第10条 ごみの飛散・流出防止、悪臭の飛散防止、衛生害虫の発生防止、火災の発生・延焼防止及び景観等環境保全の対策を目的に毎日埋立作業終了時に覆土を実施すること。

- 2 即日覆土は、ごみが見えない程度に実施すること。
- 3 中間覆土は、ごみの層厚が概ね3mになったら発注者と協議の上、実施すること。
- 4 覆土材については、発注者が指定する場所から運搬すること。
- 5 覆土材の採取箇所は発注者と協議し、雨水処理等を考慮したうえで計画的に採取すること。

(処分場及び周辺道路の散水に関する業務)

第11条 埋立地及び搬入道路の粉じん飛散防止のため、発注者の指示に従い計画的な散水を行うこと。

- 2 散水作業は天候などを考慮しながら、随時行うこと。
- 3 散水作業は、一般車両および歩行者を優先とし、交通事故等には十分注意すること。
- 4 散水用の水は、発注者の指定する場所から汲み上げること。

(補修等)

第12条 受注者は、点検により発見した搬入道路等、不良箇所のうち、現場で補修可能な軽微なものについては発注者に報告するとともに、補修を実施すること。

(法面の保護)

第13条 遮水シートが施工されている法面部分の埋め立てを行う場合は、覆土材等を敷均し、遮水シートの保護を図ること。

2 法面保護等の作業を行う場合は、遮水シートの損傷に十分注意すること。なお、機械等で遮水シートを損傷した場合は、受注者の負担により修復し、発注者の確認を受けなければならない。

(機械台帳の整備)

第14条 受注者は、自社で管理している重機について、機械管理台帳を作成し、保全履歴や整備状況等の情報を保管し、発注者が提出を求めた場合は、速やかに応じること。

2 機械の情報は、常に最新のものとすること。

(埋立作業準備物)

第15条 受注者自ら準備するものは次のとおりとする。

- (1) 仕様書第4条第2項に定める車両の簡易な修理に必要な工具類
- (2) 仮設事務所（休憩所等用）

(盗難、火災等の防止)

第16条 受注者は、処分場における機械等の盗難の防止、火災の防止及び関係者以外の侵入者の防止に努めなければならない。

(車両準備と業務内容等の習熟)

第17条 受注者は、業務開始日までに車両等の準備を遅延なく行うこと。

- 2 受注者は、業務開始日までに処分場の状況及び業務の内容について十分習熟しておくこと。
- 3 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に関する国土交通省告示に基づき、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択すること。
- 4 受注者は、車両の側面に会社名が判るよう標示しなければならない。その標示方法については、発注者と協議するものとする。

(提出書類)

第18条 受注者は、本業務に従事した翌月の10日までに発注者の指示する書類等を提出するものとする。また、発注者が求める業務に関する書類等も速やかに提出すること。

(秘密の保持)

第19条 受注者は、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了、若しくは解除された場合においても同様とする。

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第20条 暴力団関係者による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた

場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

(補則)

第21条 本特記仕様書及び仕様書、契約書等に定めがなく、疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者で協議して定める。